平成２２年（フ）第７９号
愛知県豊川市新豊町１丁目41番地　山崎ビル３－Ｃ
債務者　大久保俊吾
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月12日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第２４号
岩手県宮古市佐原３丁目９番12号
債務者　佐々木絵美（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第３２０号
愛知県碧南市塩浜町１丁目30番地　クラセードル碧南Ａ棟105号
債務者　山本　将央
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３７４９号
大阪府寝屋川市香里北之町15番８号
債務者　和田　　真
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８３４号
大阪市生野区巽西２丁目11番22号
債務者　金城春子こと　髙　　春子
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第１１号
愛知県丹羽郡大口町下小口７丁目61番地１ピュアーレワン106号
破産者　浪﨑　裕一
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続開始の取消決定確定

平成２２年（フ）第８４７号
名古屋市北区中味鋺２丁目710番地
債務者　鵜　　英治
1　主文　破産手続開始決定を取り消す。
2　決定確定日　平成22年５月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２３１号
千葉市花見川区幕張本郷２丁目５番13号
破産者　株式会社セクター
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２３２号
千葉県八千代市ゆりのき台５丁目８番地10
破産者　桑原　明男
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第２３３号
千葉県習志野市谷津６丁目22番７－203号、開始決定時の住所千葉県習志野市谷津５丁目８番18号
破産者　竹内　史郎
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２０１号
千葉市美浜区幸町１丁目５番２棟1123号
破産者　古川　洋三
1　決定年月日　平成22年５月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第１８２号
長崎県佐世保市須佐町１番６号
破産者　有限会社山友建設
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２０年（フ）第１４号
岡山県新見市哲多町本郷500番地の１
破産者　有限会社親和産業
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所新見支部

平成２１年（フ）第１０６３号
愛知県海部郡甚目寺町大字甚目寺字須原５番地の１
破産者　株式会社ノブタ店舗デザイン
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１１７号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字音貝43番地47
破産者　有限会社豊商
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２５１号
名古屋市守山区元郷２丁目810番地
破産者　株式会社鬼頭
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４号
兵庫県宍粟市千種町下河野字岡157番地の１
破産者　北本建設株式会社
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所龍野支部

平成１９年（フ）第３２２号
香川県高松市国分寺町新居911番地４、住民票上の住所香川県高松市鶴市町2027番地９
破産者　亡藤本宏相続財産
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３３９号
香川県丸亀市原田町2137番地５
破産者　川内　孝士
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所破産・再生係